様式第4号（第4条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別医療費受給資格証 |  | 注意事項1　この証は、各面をよく読んで大切に保管してください。2　「特定疾病」の場合は、次の疾病の治療のみが対象となります。また、下記の医療機関での医療費のみが助成の対象となります。 |
| 区分 | 身障 | 重度 | 精神 | 特定疾病 | ひとり親家庭 |
| 4歳未満(入院・通院) | 4歳～就学前（入院） |  |  |  |
| 受給資格証記号番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 受給資格者 | 氏名 |  |
|  | 病名 |  |  |
| 医療機関等名 | ・　・　～　・　・ |  |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　　年　　　月　　　日 |
| ・　・　～　・　・ |  |
| ・　・　～　・　・ |  |
| 住所 |  |
| ・　・　～　・　・ |  |
| ・　・　～　・　・ |  |
| 有効期間 | 自　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| ・　・　～　・　・ |  |
| 3　「精神(通院)」の場合、精神疾患の治療については、お持ちになっている通院公費負担患者票を医療機関の窓口に提示してください。 |
| 至　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 　　　　　　年　　　月　　　日（　町長名　）　　　　　　　　　　　　　　　市町村コード |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 4　入院のときは、標準負担額減額認定証の交付を受けている人は「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。5　医療を受けようとするときは、この証と「被保険者証（退職者被保険者証含む。）」又は「共済組合員証」、老人保健法による医療を受ける人は「健康手帳」、社会保険各法による高齢受給者にあっては「高齢受給者証」、特定疾病（人工腎臓）で医療を受ける人は「特定疾病療養受療証」とを必ず医療機関等の窓口に提示してください。6　保険医療の対象とならない医療費（例えば、交通費の差額、入院の場合のベッド差額、歯科の補綴制限を越えるもの等）は、直接医療機関等に支払いしなければなりません。7　県外の医療機関等で、医療を受けるときは、この証は通用しませんので、医療費は直接医療機関等に支払いしなければなりません。 |  | 8　7によって支払いした医療費については、医療機関等から「領収書（保険医療に係る領収金額）」を受け取ってください。これを、「特別医療費申請書」に添えて市町村に申請すると医療費の助成が受けられます。9　この証を亡失し、又は損傷したときは、市町村に再交付を申請してください。10　この証に記載してある事項及び、加入している社会保険者名等の変更があるときは、直ちに市町村に届け出してください。11　受給資格がなくなったとき(居住市町村から転出、生活保護を受けたとき、死亡したとき等)は遅滞なく市町村にこの証を返納してください。12　以上の諸手続に必要な用紙は市町村にあります。（ただし、標準負担額減額認定証の申請用紙は、保険証を発行している各保険機関にあります。） |